

令和 2 年度

監査結果フォローアップ報告

長崎県監査委員

監査結果フォローアップ報告（令和2年度確認分）

1 フォローアップの目的

監査結果報告において指摘事項又は意見とした事項（以下「指摘事項等」という。）について、措置の状況を確認し、是正・改善が認められない事項については是正・改善の取組みを促し、徹底した事後検証を行うとともに、類似事例の再発防止の取組みについて啓発するなど監査結果のフォローアップを行うことにより、監査の実効性を高める。

（参考）確認基準

区分	内容	摘要	
A 是正・改善済	措置を講じ、改善を終えたと認められるもの	その後の取組状況の報告を求めない	
B 是正・改善見込	講じた措置が未だ終了していないが、是正・改善が確実に見込まれると認められるもの		
C 是正・改善に取組中	・是正・改善に着手していると認められるもの ・是正・改善に向けて検討がなされている又は検討しようとしているのが認められるもの	次年度以降の定期監査で、指摘事項等にすることによって、措置状況として報告を求め、継続的にフォローしていく	是正・改善が見込まれるまで、その後の取組状況の報告を求め、フォローしていく
D 未取組	是正改善の取り組みが認められないもの (改善も検討もしていないもの)		
E その他	・解決に長期間を要するものの等、やむを得ないと認められるもの ・その他（監査対象から外れたもの等）	その後の取組状況の報告を求めないが、解決に長期間を要するものについては、定期監査において継続して是正・改善の確認を行う	

2 フォローアップの概要

平成 27 年度～令和元年度に実施した定期監査（普通会計・公営企業会計）、行政監査及び包括外部監査の「指摘」等に対する執行機関の措置状況について、提出された資料に基づき確認するとともに、令和元年度の定期監査（前期分）の際に検証を行った。

是正・改善が済んでいない事項については、必要に応じて、次年度以降の定期監査において、指摘事項等として再度、是正・改善を求めている。

(1) フォローアップの対象について

令和 2 年度において、指摘等となるものについては、翌年度においてフォローアップの対象となることから、本報告の対象から除外した。

フォローアップ対象に係る取組状況確認結果

(単位：件)

区分			当初指摘等	R2フォローアップ対象	R2確認結果					その他E
					是正・改善済A	是正・改善見込B	R3フォローアップ対象			
R元指摘等		普通会計	113	113	75	10	28	○	28	○
		公営企業会計	2	2	2	0	0	○	0	0
		小計	115	115	77	10	28	○	28	○
		包括外部監査	83	83	60	13	6	4	10	○
		計 ①	198	198	137	23	34	4	38	○
H30指摘等		普通会計	95	2	1	0	1	○	1	○
		公営企業会計	7	0	0	0	0	○	0	0
		小計	102	2	1	0	1	○	1	○
		行政監査	86	3	1	0	2	○	2	○
		包括外部監査	125	67	21	7	34	4	38	1
		計 ②	313	72	23	7	37	4	41	1
H29指摘等		普通会計	39	1	0	0	1	○	1	○
		公営企業会計	2	0	0	0	0	○	0	0
		小計	41	1	0	0	1	○	1	○
		包括外部監査	16	0	0	0	0	○	0	0
		計 ③	57	1	0	0	1	○	1	○
H28指摘等	計 ④		51	0	0	0	0	○	0	0
H27指摘等		普通会計	62	0	0	0	0	○	0	0
		公営企業会計	6	0	0	0	0	○	0	0
		小計	68	0	0	0	0	○	0	0
		包括外部監査	35	3	0	0	3	○	3	○
		計 ⑤	103	3	0	0	3	○	3	○
合計(①～⑤)			722	274	160	30	75	8	83	1

※県税の収入未済や未利用地の処分等に係る指摘分は、定期監査で継続して措置状況の確認を行っているため対象から除く。

※ H28 指摘等はすべて是正・改善済であり、フォローアップ対象はなし。

(2) 令和元年度指摘事項等分について

令和元年度指摘事項等の対象となった 198 件は、「是正・改善済」が 137 件、「是正・改善見込」が 23 件であった。今後のフォローアップの対象となるものは、38 件であった。

(3) 平成 30 年度指摘事項等分について

平成 30 年度指摘事項等の対象となった 72 件は、「是正・改善済」が 23 件、「是正・改善見込」が 7 件であった。今後のフォローアップの対象となるものは、41 件であった。

(4) 平成 29 年度指摘事項等分について

平成 29 年度指摘事項等の対象となった 1 件は、「是正・改善に取組中」で、今後もフォローアップの対象となる。

(5) 平成 27 年度指摘事項等分について

平成 27 年度指摘事項等の対象となったもののうち 3 件は、いずれも「是正・改善に取組中」で、今後もフォローアップの対象となる。

3 改善された事例

○ 予定価格が3万円を超えない物品購入等について(漁業取締室)

(令和元年度定期監査（前期）普通会計「指摘事項」)

[内容]

同一の見積書を用いて 3 万円以下になるように分割して発注したものや、近接した日付で 3 万円以下の予定価格で物品購入伺いを行い、同一業者に発注している。

[措置状況]

漁業取締室は、漁業取締船共通の日用品について不足が生じるたびに乗組員の求めに応じ調達を実施していたが、令和元年度定期監査後から、調達担当者が在庫状況を定期的に確認し、不足が生じる前に競争見積りにより調達する方法に改めている。

○在庫確認

(1) 確認の頻度

- ・各取締船（5 隻）が 2 か月毎に交代し、在庫管理を担当。
- ・在庫確認は、原則毎月実施する。担当交代前には必ず実施して次の担当者へ引き継ぐ。

(2) 在庫確認から消耗品発注の流れ等

- ①各船担当が会計事務担当とともに在庫確認（チェックリスト使用）

- ②今後 1、2 か月のうちに在庫が不足すると思われる物品について、会計事務担当へ発注を依頼

- ③会計事務担当による発注手続き

[確認結果]

令和元年度は漁業取締船用の消耗品について複数業者による見積合せを行っていた。また、チェックリストを用い在庫管理を行っている。

4 課題として残っている事項

課題事項

区分	定期監査 (普通会計)	行政監査	包括外部監査	計
R元	28	0	10	38
H30	1	2	38	41
H29	1	0	0	1
H28	0	0	0	0
H27	0	0	3	3
計	30	2	51	83

課題として残っている事項は、定期監査（普通会計）の令和元年度 28 件、平成 30 年度 1 件、平成 29 年度 1 件、行政監査の平成 30 年度 2 件、包括外部監査の令和元年度 10 件、平成 30 年度 38 件、平成 27 年度 3 件の計 83 件である。

なお、課題の概要は下記のとおりである。

（1）定期監査（普通会計）

○令和元年度

[指摘 28 件]

- ・漁港施設用地について、不法占用の状態が長期間継続しているものがあるため、早期に是正を図るとともに、不法占用にかかる使用料相当額についても確実に徴収するなど適正に対処すべき [長崎港湾漁港事務所港営課]

など 28 件

○平成 30 年度 [指摘 1 件]

- ・漁港施設内の不法占用に係る占用料相当額について請求すべき
[五島振興局建設部管理・用地課]

○平成 29 年度 意見 1 件

- ・県内の保健所における今後の X 線撮影装置の整備（更新）にあたっては、経済性・効率性の観点から、十分に検討がなされるべき [医療政策課]

（2）行政監査

○平成 30 年度 意見 2 件

- ・自動車運転に関する服務規程等について、管財課において関係所属と必要な

調整を行い、改正を検討すべき〔管財課〕

- ・公用車の適切な日常点検の実施について、管財課が対象車両を明確にし、規程改正の内容を整合するように日常点検マニュアルを改訂すべき〔管財課〕

(3) 包括外部監査

○令和元年度 指摘 7件、意見 3件 計 10件

- ・委託契約について参入障壁となりうる公告時期、入札執行時期、仕様等の見直しを継続的に行っても1者応札が解消されない状態が数年間継続した場合には、随意契約への移行に向けた取り組みを行うべき〔長崎振興局河川課ほか〕
など 10件

○平成 30 年度 指摘 32 件、意見 6 件 計 38 件

- ・債務者が事業を停止して再開の見込みがなく、めぼしい財産も有していない債権について、法令に従い、徵収停止の手続を検討すべき〔生活衛生課〕
- ・相続人の調査は戸籍等を元に相続関係図を作成するなどして、正確な把握に努めるべき。また、相続放棄の確認を行う際には、法定相続人より相続放棄申述受理証明書の提出を求めるなどして正確に確認すべき〔福祉保健課〕
- ・強制徵収公債権につき、督促状を送付した後、相当の期間を経過してもなお全部の履行がなされない場合は、特段の事情がない限り、財産調査を行った上、滞納処分の手続をとるべき〔障害福祉課〕
など 38 件

○平成 27 年度 指摘 3 件

- ・指定管理者の人事費の算定については、事務作業量によって積算されるべき〔住宅課〕
- ・指定管理者の業務に必要な人事費については、修繕費増加のリスクとして指定管理者に負担させるべきではなく、長崎県が負担するように最大限配慮すべき〔住宅課〕
- ・県営住宅の指定管理者の指定については、公募を行うべき〔住宅課〕